

特定光庭の判断基準

(1) 特定光庭は、次に掲げる光庭部分の高さ（光庭の底部から頂部（パラペットの天端）までの距離をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれに定めるものとする。

ア．光庭部分の高さが1.5m以下のもの
各住戸等の光庭に面する外壁間の距離（光庭部分を介して対面する各住戸等の外壁間の距離をいい、各住戸等が廊下を介して光庭部分に面する場合には、光庭を介して対面する当該廊下の手すり、腰壁等の間の距離をいう。以下同じ。）が6m未満

イ．光庭部分の高さが1.5mを越えるもの
各住戸等の光庭に面する外壁間の距離が、当該部分の高さの1/2.5の距離未満ただし、光庭部分の上昇温度が次式を満たす場合には、特定光庭に該当しないものとすることができる。

T 4

Tは、光庭部分の上昇温度であって、次の式により求めた値（単位℃）

$$T = 2.06 \left(Q^{(2/3)} \div D^{(5/3)} \right) = 7.140$$

は、次の式により求めた値

$$= 1.2 + (1.32 / (1 + 0.66 T)) = 2.333$$

は換気口率であって、次の式により求めた値（単位%）

$$= (A' / A) \times 100 = 50.461$$

A' は、光庭部分に面して常時解放された吸気口の面積（単位m²）

A' =

入力

A は、光庭部分の最小水平投影面積（単位m²）

A =

入力

Qは光庭部分に面する各住戸等について、次の式によりそれぞれ求めた発熱速度の最大値（単位kw）

Q = 234.683

$$Q_x = 400(a_1 h_1 + a_2 h_2 + \dots + a_n h_n)$$

Q_xは、光庭部分に面する一の住戸等の発熱速度（単位Kw）

a₁ ~ a_nは、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するものの面積（単位m²）

h₁ ~ h_nは、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するもの高さ（単位m）

n	a	h	a _n h _n
1	20	2.81	33.526
2	20	2.81	33.526
3	20	2.81	33.526
4	20	2.81	33.526
5	20	2.81	33.526
6	20	2.81	33.526
7	20	2.81	33.526

a, hを入力

$$Q_x = 234.683$$

Dは、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離（単位m）

D =

入力